平成２１年（フ）第２２８号
愛知県豊橋市つつじが丘３丁目８番地の２―Ａ
債務者　澤田ひかる
1　決定年月日時　平成21年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月26日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第２３０号
愛知県蒲郡市西浦町南知柄18番地
債務者　助川恵美子
1　決定年月日時　平成21年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月26日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第２３５号
愛知県豊橋市天伯町字三ツ山16番地の66
債務者　川上　淑子
1　決定年月日時　平成21年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月26日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第２４７号
愛知県蒲郡市水竹町東後所12―１　メゾン・プルミエ102号、住民票上の住所愛知県蒲郡市神明町12番11号
債務者　林　　政元
1　決定年月日時　平成21年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月26日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第２１９６号
神奈川県鎌倉市大船1187番地　コーポ小坂102
債務者　三五　和美
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２２６１号
横浜市神奈川区松見町４丁目944番地13　松見台ハイツ202号
債務者　松橋　宏幸
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２２９９号
横浜市鶴見区梶山１丁目７番９号
債務者　辻廣　保榮
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３５０号
神奈川県座間市広野台１丁目36番８号　コスモタカハシ202号
債務者　伊藤麻衣子
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月５日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第３６８号
神奈川県相模原市津久井町根小屋2689番地８
債務者　公平　　博
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月５日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第３６９号
神奈川県相模原市津久井町根小屋2689番地８
債務者　公平　　隆
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月５日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第３８７号
神奈川県相模原市星が丘２丁目３番６号　グランドハイム103号
債務者　直井　　愛（旧姓和泉）
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月５日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第３８８号
東京都あきる野市雨間308番地17　パルテールⅡ―102号、申立時の住所神奈川県相模原市千代田５丁目10番９号　シャネレードＭＫ101
債務者　菊地　　俊
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月５日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第３９３号
神奈川県相模原市田名2211番地２
債務者　高野　弘道
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月５日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第３９４号
神奈川県相模原市田名3152番地
債務者　大貫　友枝（旧姓高野）
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月５日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部